

一九七七年十二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポ幡ヶ谷九〇四 電話(03)3337714 649

FAX(03)329915367

振替 〇〇一〇〇一九一五八四三二 労金 東京労金本店 No.1154163

購読料 月額 600円 6カ月前納制

〈もくじ〉

特集・国鉄闘争の現局面と課題

■巻頭言■

闘争団員、家族が一九九八年となって

国労帯広闘争団……………2

一九九八年度「帯広闘争団」の決意

国鉄闘争の決戦にあたって

佐野 修吉……………3

法廷闘争の現局面と今後の闘い

弁護士 宮里 邦雄……………7

勝利を手にする、斉藤英四郎を裁判へ

田島 省三……………11

―解決交渉テーブルづくりでつばぜり合い―

六二名の仲間が国労に加入復帰

九州 太郎……………13

―九州車掌区協議会組拡運動―

読者からのおたより……………15

旬刊 社会通信

NO. 693

一九九八年二月一日号

一九九八年二月一日発行
(毎月一日・二日・三日三回発行)

闘争団員、家族が一丸となつて

一九九八年度「帯広闘争団」の決意

「二〇三高地」が「陥落」してから十一年が過ぎた。中曽根元首相は「戦後政治の総決算」を標榜し、国鉄改革を「二〇三高地」と表現。国労を解体し総評・社会党を解体することをねらい「分割・民営化」を強行した。この過程で、多くの仲間が鉄道を離れ、自らの命を絶つた。そして、組合所属による不当な差別選別をうけた私たちをはじめ多くの国労組合員が、希望したJR採用を拒否され、清算事業団に送り込まれた。そこでの実態は「雇用対策」とは名ばかりの再就職斡旋と、労働者から仕事と誇りを奪い、あまりにも非人間的な扱いから、自殺したりノイローゼになった仲間もいる。私たちは、この扱いを決して忘れることはできないし、忘れてはならない。

昨年、北海道・九州採用差別事件を担当する東京地裁民事十一部の萩尾裁判長は、国労・中労委・国鉄清算事業団そしてJR会社に対し、「和解」を勧告した。JRがこれを無視すると今度は本州採用差別事件を担当する民事十九部の高世裁判長が「国鉄の不当労働行為を設立委員が認識し、これを是正させなければその責任は設立委員ひいてはJRにある」として、国労・中労委に「求釈明」を求めた。国労は、東京地裁に杉浦国鉄総裁（当時）他を証人申請した。

いよいよ闘いは重要な局面を迎えた。昨年十二月二五日付の『北海道新聞』夕刊は、東京地裁萩尾裁判長は国労の要請に、

（一）和解勧告後六ヶ月を経過した段階で、裁判所としてどうすべきかを判断すべき時期にきている。そこで、会社に来てもらい裁判所の考え方として三点を伝えた。

- ①一〇四七名の内、雇用の場を確保する必要のある者について、JR各社で採用する。
- ②それ以外の者については、事業団・政府の責任で金銭的補償をする。
- ③労使正常化に向けた交渉をする。

（二）JRの反応は固いが、判決にするか、和解の道を追求めるかについて、一月早々に結論を出したい。とのことを伝えた。

私たち帯広闘争団は、昨年民事十一部の萩尾裁判長の「和解勧告」をうけ六月に以下の態度を明らかにし、闘争団や地裁の仲間が闘ってよかったと納得できる解決をめざし全力をあげてきた。

①東京地裁が「当事者適格」の判断の前に、JRそして清算事業団（国）が解決の席に着くようにとの「意見」を出したことは、この間の運動の積み上げがあったこと、かつ現時点で裁判所が「和解」を呼びかけたことは運動の前進面としてとらえる。

②しかしながら、本件の発生が「分割・民営化」に名を借りた国労潰しであったことⅡ国労敵視の差別政策の結果である以上、差別Ⅱ不当労働行為の認定とその是正が前提となる。（当然にも、解雇された者だけの問題ではないし、現在もJR内で続く国労差別や、広域・再就職者の問題でもある）

③そうである以上、「裁判所の意見」には触れられていない差別Ⅱ不当労働行為の存在

を前提とした「和解」の席でなければならぬと考える。

④確かに、闘いの長期化による当該闘争団員の疲れや労働委員会の救済命令の実効性など、「弊害」も顕著になってきていることなどから、早期に解決しなければならぬとの認識は全闘争団員が一致できることである。

⑤そのために、当面は「不当労働行為の責任はJRにある」との大衆運動を強化。東京地裁に「公正な判決」を求めながら、JRがこれ以上の紛争解決の遅延をはかることなく和解の席に着くよう運動を進める。

⑥あわせて、解決の引き延ばしをはかるJRを追い込むためにも、「連帯する会」の会員拡大や闘争団の生活・闘争体制の強化をはかっていく。

そして、今日までそのための闘いに全力を上げてきた。そこで、昨年暮の萩尾裁判長の右記の意見を踏まえ、この一九九八年を解決の年にするにあたっての、帯広闘争団の決意を再度明らかにしたい。それは、全面解決要求を実現するために前記の六点に加え、国労が申請した杉浦元国鉄総裁・斉藤経団連名誉会長（いずれも設立委員）をはじめとする証人を東京地裁の場に引きずり出すために全力をあげることである。

この十一年間の闘争団の苦闘と、私たちの闘いを物的に支え、自らの問題としてともに歩んできた地元十勝や岩手、そして全国の仲間とともに勝利の喜びを分かちあうためにも帯広闘争団員・家族が一丸となって闘いに邁進することを明らかにし、一九九八年の決意とする。

（国労帯広闘争団）

国鉄闘争の決戦にあたって

佐野 修吉

一、はじめに

静かに、しかし国労と闘争団にとつては、命運をかけるたたかいが始まった。私は、それを「決戦」と呼ぶ。国鉄闘争は、地労委の勝利命令を勝ち取ってから、何度か「山場」が設定され、その度に緊迫した状況が作り出された。しかし、解決に結びつかず、先送りが続り返されてきた。私は、もっと罪作りなことに、「決戦」というさらに刺激的な言葉をつかって、国鉄闘争の終わりの近いことを表明してきた。それからすでに三年である。ここで、改めて「決戦」論を唱えては、「狼少年」とのそしりも免れないだろう。

だが、今までは決定的に条件が異なっており、まさしく決戦＝命運を決するたたかいが始まったのだ。そこで、何がどう違い、九八年決戦はいかにたたかわれようとしているのか、私なりに整理してみた。そして、闘争団、家族を初め国労の全組合員が、意志統一し、団結を固め、それぞれの部署で隊列を組み、戦線に配置され、戦闘体制に入らねばならないと、声を大にして訴えたい思いである。

二、九八年決戦の展開図

①なぜ今まで解決しなかったのか 国鉄闘争は、総評の大黒柱であった国鉄労働組合を壊滅させるため、時の総理大臣が陣頭指揮をとり、政府、財界、マスコミ、警察、はては裁判所まで動員した上での大弾圧と、それに抗する熾烈な闘争であった。

そのために、国鉄改革法という法律がつくられ、二三条という「国労組合員排除合法化装置」まで配備された。国労の無力化のために十年という途方もない歳月が猶予期間として設定された。備えは万全、のほずであった。どんなに悪事を働いても、民事的な争いでは、訴える当事者がいなくなれば、その悪事はなかったことになる。その体制が確立されたはずであった。運輸省、J R各社から見れば、国鉄改革はこれを前提に作られていた。まずこのことを押さえておかなければならない。

②正義は認められたが　だが、国労はつぶれなかった。実に多くの労働者が苦難に耐えて、闘う労働運動を守り、人間らしく生きる道を選んだのだ。国労が取ったのは、すぐさま雇用の存在を争う裁判闘争でなく、不当労働行為による採用差別として、労働委員会で争う道であった。これは二つの意味で重要なポイントであった。一つは、裁判は早期に決着できたであろうが、バツサリと切つて捨てられた可能性が高い。回り道であれ、勝利を着実に積み重ねる必要があった。もう一つは、マスコミを使ったヤミカラ攻撃のなかで、まず「正義は我にあり」ということを、明確にしておかねばならなかったからである。

地労委では全面勝利が続いた。正義は国労にあることが、ここに示された。しかし、それでは解決しなかった。また中労委が結審しても、「三者懇談会」で協議を重ねても、そして中労委命令が交付されても解決に至らなかった。なぜ、中労委段階で和解の成立はおろか、テーブルも作れなかったのか。一つは国労の体制が外見上弱体で、「引き延ばせば、国労が潰れる」と自民党、運輸省、J R各社が判断していたことにある。この段階での解決は、彼らの失敗を明らかにするものになるし、彼らにはまだ時間があったからである。

もう一つは、改革法二三条である。J R各社はこの法律条項に守られていると信じ込んでいたようである。労働委員会とはかく裁判所では、絶対に勝てると思っていたため、強気の路線で押し通すことになったようだ。また、国労が残ったがために、妥協できないという側面が浮かび上がったことも見逃せない。特に東日本は、労使運命共同体の崩壊につながるため、一切の妥協を拒否する路線を強化することになった。こうして、ことは正義の問題でなく、力関係でしか結論がでない方向に進んだのだ。

③解決への底流—東京地裁　九七年五月二十八日、東京地裁民事十一部は、J Rの使用責任を判断する「中間判決」の結審の法廷で、「全面的な解決」に向けて、J R各社も当事者として和解を提案した。J R各社はただちに拒否したが、引き続き和解の説得はおこなわれている。(年末にも相当突っ込んだ説得がおこなわれたようである。)

さらに同地裁十九部は七月に、「設立委員が、名簿作成での国労排除を認識していて、その是正を指示しなかった場合、設立委員ひいてはJ R各社に使用者責任がある」との見解を示し、その立証を国労と中労委に求め、反証をJ R各社に求めるという「求釈明」をおこなった。そして、十月二三日の法廷で、国労が斉藤元経団連会長、杉浦元国鉄総裁など五人の証人を申請した。次回一月二二日にJ R側が反論する。多分J Rは、全面的に「設立委員認識論」を否定するだろう。そして、遅くとも二月一八日には、証人の採用が決定される。設立委員の認識を問うのだから、証人として一人も採用しないということはありえない。仮に杉浦元国鉄総裁だけが証人として採用されたとしても、極めて重要な意味をもってくる。ついに、設立委員本人に採用差別の実態を、法廷の場で追求できるのである。

注目しておくべきことは、十一部の萩尾裁判長が九六年五月に着任して直ちに「中間判決」に向けて動き、和解提案と説得に入っていること、そして十九部の高世裁判長は九七年四月に着任して、七月に「求釈明」をおこなない、設立委員の認識を問う法廷を開こうとしていることである。エリート中のエリートコースを歩んでいる二人の裁判官の動きは、最高裁判所の意向が示されていると理解すべきである。なぜ、裁判所は決着を急ぎだしたのか。

④動き始めた政権中枢 九七年の秋が深まると、橋本政権の中枢部が、採用問題での決着に向けて動きだした。十一月末、社民党の村山元党首（元首相）が村岡官房長官と会見し、橋本首相に「JRの不採用問題の解決」を要請したところ、同長官は「要請の主旨は分かった」と答えた。社民党の伊藤幹事長が自民党の加藤幹事長にも同様の要請をおこなった。そして、十二月中旬の政府・与党財政構造改革会議の企画委員会において、加藤自民党幹事長（同会議座長）、村上参院自民党幹事長、伊藤社民党幹事長、村山社民党元党首らが列席の上、「不採用問題については、与党間でも取り組む」ことが確認された。今後状況の進展によって、橋本・土井会談がセットされ、解決に向けた動きはさらに高まるものと思われる。今までは、せいぜい担当大臣どまりであったものが、ついに政権中枢部で「JR労使紛争の解決」が公式に取り上げられたのである。

⑤なぜ解決に動くのか この政権中枢の動きと、裁判所の動向は別のものではない。私は、清算事業団の解散・改組の重要性にあると思う。本来であれば、JR発足後十年の九七年三月末で、清算事業団の任務は終了することになっていた。それが、債務処理に失敗したため引き延ばしてきたが、これ以上はできないため九八年十月とすることが決定された。ここで考えてみて欲しい。債務処理は一般会計その他でなんとか方策をつけ、残務処理を新たな承継法人（鉄建公団と言われている）に引き継ぐことになる。それで、採用差別を未解決のまま再継承法人に引き継げるかということである。できないであろう。清算事業団には二百二億損害訴訟を初め、国労つぶしの任務が与えられていたし、労使紛争に対応する機能も配備されていた。しかし、再継承法人には無理である。（全く不可能ではないが、相当イビツなものになってしまいうだろう。）

もし、解決しなかった場合、たちまち問題になるのは、横浜人活事件での被解雇者の賃金等の支払い方法である。どんな方策があるだろうか。そして、裁判が最高裁まで争われ、結論が出るのが十年後としてみよう。国労と闘争団は雲散霧消しているのか。やせ細っても、恨みつらみを全身にしみ込ませた闘争団員が、立派にたたかい続けているに違いない。もっと大胆に推論してみれば、JR各社は最高裁までもたないだろう。東京地裁で「JR各社に使用者責任あり」との判決が出れば、JR各社は和解に踏み込まざるをえない。そのとき、旧国鉄の責任も問われる。それを誰が受け持つのか。運輸省が直接もてるだろうか。（東京地裁が判決を出すことになって、国労が全面敗訴する可能性はどうか。「当事者として和解せよ」と説得しておいて、いざ判決で、「責任がゼロ」にはならないことは当然である。）ここに、十年を超えてたたかい続けた真価が明らかになった。「敵より長く」と言い続けたことはこのことであつた。政府は、これ以上引き延ばしができないのだ。時間があるのは国労と闘争団の方に逆転したのだ。

⑥JR各社の役割 政府・与党は解決に向かわざるをえない。だが、もう一方の当事者であるJR各社にとつては、清算事業団問題は過去のことであり、他人事にしたい。「採用

差別は旧国鉄の責任」で逃げ通す構えである。そして、改革法二三条という靈驗あらたかな魔除けの札に守られているという前提で踏ん張っている。その御札の御利益が消えかかっている今、J R各社は「裁判所は判決を出したくない」と判断し「まず判決を」と、ここに抵抗線をひいている。だがこの抵抗線は時間の経過とともに破られるだろう。ここでこれ以上J R各社に頑張らせるわけにいかないからこそ、裁判所が動くのだ。私はそう理解する。

東京地裁民事十一部は正面から和解を迫り、十九部は搦手（からめて）から設立委員の認識を問う法廷を準備している。J R各社は債務処理問題で、政府・与党の反発をかつている。さらに清算事業団解散の障害になることを続け、労使紛争の処理能力のないことをさらけ出し、財界の主要人物を証人として法廷に送り出すことがはたして可能であろうか。

三、決戦にあたって

①なぜ決戦か 事態は、わが方に非常に有利に展開し始めている。その構造を私なりに解明してみた。しかし、この展開図には大前提がある。それは「国労と共闘の運動が、社会的に無視できない大きな力をもっている」ということである。もし、それがなければ、あるいは、ないと相手陣営が判断すれば、このせつかくの有利な情勢が活かされることなく、やりすごされることになる。そのことを肝に命じなければならぬ。これから半年の取り組みが、これまで十数年間の人生の真価を明らかにするだろう。ここに国鉄闘争の命運が掛けられている。

『孫子』は、「負けない態勢を整え、敵に勝てる時期を待て」という。そして「勝利は予測できるが、作り出すことはできない」と指摘している。この、勝利が予測できるときがきたのだ。また『孫子』は、「敵の必ず救う所（守らざるをえない急所）を攻めよ」と教える。それが、民事十九部であり、清算事業団の解散・改組である。そのための国労と闘争団の長期闘争体制の確立であり、共闘運動の広がりである。

②解決水準と心眼 二十数年間労働運動に従事してきて、つくづく痛感していることだが、争議は終結の仕方ほど難しいものはない。どんなに立派なたたかひも、どんなに素晴らしい成果を勝ち取っても、解決して組織がバラバラになってしまつては色あせてしまう。十人、二十人の争議なら、お互い顔をみながら、本音を語り合うことができる。それでも、思わぬ行き違いや、不十分な意志統一で、相互不信が決定的になつてしまうことがある。

国鉄闘争は比較にならないほど大きな闘争である。しかも、交渉当事者は政府・与党、J R各社、裁判所と複雑にからんでいる。そして、与党もJ R各社も一つでなく、それぞれに思惑をかかえている。その上、政局は乱れ、経済情勢は悪化の一途である。

この複雑な力学関係のなかで、最良のタイミングで、最高の解決水準を勝ち取り、解決後の国労運動（いや日本労働運動）の飛躍のバネにしなければならぬ。そんなことが人間のわざとしてできるのか。私はできなければならぬと信じている。雑念を払い、精神を研ぎ澄ませば、その境界線は、ちょうど潮の目のように見えてくる。それが「心眼」である。その任務が国労本部闘争委員会に課せられている。「心眼」を開かせるのが、闘争団、家族、国労組合員、共闘の仲間の熱い信念である。そして、その「心眼」の程度は、後世の歴史によって判断されるだろう。

③人間らしく生きるために 昨年末、国労鷹取工場分会の全組合員集会に参加した。仲間を自殺にまで追い込む脱退強要で地労委命令を勝ち取った事件の、中労委闘争をたたかう意思統一のための集会であった。そこで、分会長から報告があった。若手の組合員が、といつても新入社員の配属はないため三十すぎだが、久方ぶりに工場の研修に来た高卒の社員に（国労組合員との接点を少なくするよう管理職が配置されているが）「人間らしく生きようと思ったら、俺らのことを見といてくれ」と語りかけたという話である。実につましいオルグである。

だが、この報告を聞いて、私の体は感動でふるえた。この言葉には、厳しいことの連続であった十数年の重みがある。今国労に入れと言うにはためらいがある。しかし、伝えておきたい。そういう思いが込められているからである。いや、彼だけではない。国労組合員は、差別を受け続けながら、人間らしく生きるために、全国の職場で歯を食いしばって、頑張っている。

国鉄闘争の終結は、この人間らしく生きるたたかいの終わりを意味しない。その意味では、一つのピリオドに過ぎない。大きく息をつき、一休みし、新たなたたかいが始まるだけである。だがそのピリオドは、日本労働運動いや世界労働運動史上に燦然（さんぜん）と輝くものである。

法廷闘争の現局面と今後の闘い

国労弁護団 宮里邦雄弁護士

採用差別事件の審理をめぐるこの間の状況

一〇四七名の解雇撤回を全面的に求める闘いの中で、法廷闘争はかなり重要な位置づけをもっていると思います。というのはいくこととです。これまで多数の労働委員会命令が出され、マスコミその他からJRに解決を迫る論陣が張られ、政府筋からも和解交渉のテーブルに着くようにという働きかけがさまざまな形であったにもかかわらず、JRが解決交渉のテーブルに乗らない最大のよりどころにしてきたのは、「我々は、いかなる意味でも改革法の下で法的責任を負う立場ではない」ということでした。それが十年来、彼らの大きなよりどころになっていた。ですから、JRの責任というものが裁判の場ですう形で決着するか、どういう形で認められるかということは、大きな意味を持っています。そのことを前提にして、最近の裁判所の一連の流れとこれを全体的にどうとらえて、どう解決につなげていくのかという観点から報告をさせていただきます。

まず、審理をめぐるこの間の状況について、最初に確認しておきたいと思います。北海道・九州事件を審理している民事十一部で、ご承知のような和解勧告がありました。この和解勧告がどういう意味を持っていたのかということとです。紛争の長期化とその早期解決、そして、解決についての責任を負うべきものは誰か、という点で勧告は出されました。和解勧告という事柄の性質上、JRの責任については必ずしも明確に示したとはいえませんが、しかし、現に存在する採用差別という長年にわたる紛争の解決に当たるべき責任者は、とりも直さずJRであり、清算事業団である、ということを明らかにした意味はたいへん大きかったわけです。民事十一部としては現在なお、和解の可能性について努力

をしているといっていると思えます。ただし、裁判所としては、時間的に年内を一つのめどにして、今後の方向づけを判断することになるだろうと思っております。

一方、民事十九部の方では、求釈明が七月十七日の弁論においてなされました。JRの不当労働行為責任を法的に認めるための論拠についてはこう考えるべきだろうということ、裁判所が求釈明という形で示したわけです。それは、中労委命令、あるいは中労委命令を踏まえた国労側の主張とは若干趣を異にし、採用について最終の決定権限のある設立委員が、不当労働行為について、国鉄が作成する名簿についてどのような認識を持っているのかということの問題にして、設立委員が国鉄の名簿作成に不当労働行為があったという認識をもっていったならば、(設立委員は名簿に基づいて採用決定をしたわけですから)その認識をもとに設立委員の責任が認められ、JRの責任が認められる、というものです。

求釈明を受けた主張を展開、設立委員を証人申請

このような考え方について、私どもは批判があります。中労委の命令で十分ではないかと。あえて設立委員の認識を問題にし、それについての立証がなければ設立委員の責任が認められないという考え方自身については批判があるわけです。しかし私どもは、釈明についての十分な検討を踏まえて、十月二十三日の裁判には裁判所の求釈明を受ける形で、設立委員に不当労働行為の認識あり、したがって設立委員の不当労働行為責任、JRの不当労働行為責任は免れない、という設立委員の認識に焦点を当てた主張を提出しました。中労委も、ほぼ同様に従来の中労委命令を補強する形で、設立委員の認識は十分にあった、したがって裁判所の言うような考え方に立つてもJRの責任は明らかだ、ということ主張しました。

あわせて私どもは、もし設立委員の認識によって不当労働行為の責任が決まるというならば、直接設立委員の認識を法廷の場において立証するという立場から、責任者であった設立委員会委員長の斉藤英四郎氏(当時の経団連会長です)、国鉄総裁でもあった杉浦喬也氏、その後JR東日本の社長になった住田正二氏の三人の設立委員について、証人請求をしました。あわせて、当時改革法の立法にたざさわった事務方の責任者、運輸省審議官であった林淳司氏(いわば、当時の政府の実務責任者)を、改革法二十三条をめぐる設立委員の権限・役割、設立委員会の事務局の果たした役割等々についての証人として申請しました。その他、不当労働行為に関する何人かの証人申請をいたしました。私どもは、設立委員の認識が問題になり、それによって責任があるかないかが決まるのであれば、最低調べられるべき重要な証人として、この四人を申請したわけです。

一月二十一日と二月十八日に今後の裁判が指定されています。裁判所は、JR側に対して国労と中労委の主張に対して反論・反証があれば、この次までに準備するようにという指示をしました。一月二十一日にJR側がどういう対応をしてくるのか、今後の裁判展開にとつてきわめて重要な弁論になると思えます。あわせて、二月十八日の弁論において、証人の採用を含め今後の審理の展開がどうなるかが決まる、これまたきわめて重要な裁判の手續きになると思えます。これが現在の審理の状況です。

政府とJRを紛争解決の当事者とした和解勧告、JRの動搖

さて、五月の民事十一部の動きと七月の民事十九部の動きをそれぞれをどういうふうに見ておくべきか、ということです。民事十一部の和解勧告に対して、J Rは拒否をしました。清算事業団も、J Rがテールに着かないならば我々も着けない、ということで一応の回答をしています。しかしながら私は、この民事十一部の和解勧告はマスコミ等も含めて非常に大きな影響を持つものであったと思います。裁判の当事者にもなっていない清算事業団に対しても和解勧告をした。そして、いっさい責任がないと言いつて逃げ切ろうとしているJ Rに対して、いやいや、あなた方はこの紛争の解決に当たるべき責任者ですよ、ということを社会的に明らかにした点で、非常に大きな意味があったと思います。この和解勧告は、紛争の早期解決という立場から裁判所の見解として、単に当事者だけではなく、政府を含めて和解を求めたという意味で、現在もこれからもJ Rに大きなプレッシャーをかけていく武器、私どもがこの間の闘いの中で勝ち得た一つの大きな武器として評価できると思います。

これは、少なからずJ Rに動揺を与えました。必死に動揺を覆い隠すために、彼らは和解を即座に拒否する形を取ったわけですし、さらに和解勧告の読み方について、あれはJ Rの責任を認めたものではない、という弁解を必死にせざるを得なかった。ここにJ Rの動揺があると思います。そして、それを受けて民事十九部の求釈明です。この内容の決定的に重要な意味というのは、およそ改革法という法律が存在する限りJ Rが法的な責任を問われることは絶対にある得ない、という彼らの十年来の主張、しかも、この主張ならば裁判所で勝てるんだ、ということを外内に明らかにしてきた彼らの主張、それが裁判所において明確に否定されたというところに、私は最大の意味があると思います。

J Rの責任認定への道筋を示した求釈明、J Rが受けた強いショック

十一部の和解勧告では、J Rの法的責任が認められるかどうかということとは、必ずしもはっきりしませんでした。しかし、十九部の求釈明では、こういう道筋で証明されるならば、J Rの法的責任は裁判所の判決の上でも認められることとなりますよ、ということをも明確に言ったわけです。しかもそれは、当然のことながら、改革法二十三条というものを前提にした上で、J Rの法的責任が認められる、ということを明らかにしたわけです。J Rにとっては大変な衝撃であります。現に大変強いショックを彼らに与えました。それは、J R側がこの間出している文書などからも明らかです。

七月十八日付けのJ R東日本の「勤労速報」という文書を見ますと、「不採用事件における東京地裁裁判長発言について」というタイトルでコメントし、「(裁判長からJ Rの責任に関して) 設立委員の行為に着目すべき旨等の発言があり、中労委、補助参加人(国労)に対し、書面をもって新たな主張をするよう促しました。これは、事件進行として妥当性を欠くものと考えられます」ということを言いました。ここでは、「妥当性を欠く」という若干押さえた表現になっています。

ところが、同じころ出されたJ R内部文書を見ますと、「裁判長の発言は、中労委命令の理論構成ではその正当性を認めるには難点があるとした上で、中労委・組合側のいづれもが主張していない別個の構成を示し、それに沿う主張があれば、中労委命令の適法性を認めるように示唆し」たものである、という評価をしたわけです。そして、「このような

裁判長の発言は、釈明権行使に藉口した偏頗な訴訟指揮と言わざるを得ずきわめて妥当性を欠く」というふうに言ったわけです。まさに、裁判所の言う通りであれば中労委命令の適法性が認められることを裁判所が示唆したんです。示唆というよりも、はっきり言ったんです。こういう道筋で主張・立証がなされれば責任が認められますよ、ということを経験所は明確にした。だから、「偏頗な訴訟指揮であり、きわめて妥当性を欠く」というのでしよう。JRのたいへんな動揺ぶりを伺うことができます。手に取るように動揺ぶりが分かるわけです。

和解勧告と求釈明によってJRの論拠が破綻

このように、求釈明については、私たちは一定の批判を持ちつつも、これに対して十分に対応できるという判断に立って、先日の裁判で詳細な主張をし、さきほど言ったような証人申請を行いました。この民事十一部の和解勧告から民事十九部の求釈明という法廷闘争のこの間の流れというものを、もう一度全体としてきっちりとらえる必要があるだろうと思います。

整理して言うならば、こういうことがいえるだろうと思います。十一部の和解勧告によって、JRおよび清算事業団・国の紛争解決責任が社会的に明確にされた。次いで、十九部の求釈明によって、改革法の下にあつてもJRの法的な責任もまた免れ得ないことが明らかになったといえます。端的に言えば、改革法の下ではおおよそ責任を負わない、したがって解決の法的な責任を負わない、解決の責任を負わない、テーブルに着く必要も義務もないと言ってきた彼らの最大の論拠が、十一部の和解勧告から十九部の求釈明によって破綻した。最大のよりどころがなくなったというふうに評価することができます。

闘いの到達点に確信を、一日も早い解決にどうつなげるかが問題

私たちが、設立委員の承認を裁判所で求めたのは、もちろん、法的な責任を明らかにするために必要不可欠な証人としてですけれども、これらの証人を調べることが何を意味するかというと、採用差別という改革法二十三条を隠れ蓑に行われた国家的不当労働行為に関わった最高責任者たちの責任を法廷の場で追及していく、その責任の所在を明らかにしていく、そういう意味を持っていると思います。

私どもは、これからの法廷闘争の中で証人の採用を迫り、国家的不当労働行為責任の全貌を司法の場でも明らかにするという闘いを進めていきたいと思えます。問題は、こういう重要な局面を迎えた法廷闘争の現段階、これまでの闘いによってたどり着いたこの到達点を、どうやって今日の清算事業団をめぐる状況等の中で、一日も早い解決につなげていくことができるのかというのが、いま私どもが最も考えなければならぬ問題だろうと思います。

私は、この間の成果・到達点について、若干比喩的に言えば、三段跳びでいえばホップ・ステップ・ジャンプのホップ・ステップまで来た。後はどうやってジャンプして着地するか。ボクシングでいえばワン・ツーパンチのワン・ツーまで来た。後はどうやって私どものパンチを食らわせて解決を実現するかという状況を、これまでの法廷闘争の局面を通じてつくってきたのではないか。このことについては、ぜひ皆さんに確信を持っていた

だきたい。そしてこれから、一日も早い解決にどうつなげていくかということだろうと思います。

※一〇四七人の解雇撤回・J R労使紛争全面解決十二・一中央総決起集会での講演より

勝利を手にする、斉藤英四郎を裁判へ

—解決交渉テーブルづくりでつばぜり合い—

清算事業団解散へ

国鉄闘争の現局面を見る上で、旧国鉄の長期債務問題と国鉄清算事業団の解散問題は極めて重要です。

清算事業団は、これまでに約七千ヘクタールもの旧国鉄用地と五百二十二万株以上のJ R株式を売却してきましたが、売却益は利息支払いにも追いつかず、債務は二十五兆五千億円から約二十八兆円に膨れ上がっています。昨年末、政府はすったもんだの挙げ句、二十三兆五千億円を国の一般会計に引き継ぎ、利払いについては郵便貯金の黒字活用とたばこ税の引き上げで賄うという苦し紛れの案を出しました（元本については六十年で返済するとしただけで、具体的な処置策は何一つ示していません）。一方、J Rの追加負担問題では、負担を求める政府とこれに反対するJ Rが激しい対立を続けています。

政府は、今年十月一日を目前に清算事業団を解散し、業務を鉄建公団に移管する方針を出しています。清算事業団の解散には解散立法が必要であり、政府は、一月から開かれる通常国会の中でこれを成立させる必要に迫られています。

いずれにしても、清算事業団の解散という大きな節目に向かうこの時期に、一〇四七人の解雇撤回・地元J R復帰をはじめとする労使紛争の全面解決を政府、J Rに決断させる闘いが求められています。

一日も早く公正判決を

国鉄闘争の現局面（Ⅱ到達点）は、裁判所の動きに端的に表れています。

東京地裁民事十一部は昨年五月二十八日、北海道・九州採用差別事件の最終弁論の中で、J R、清算事業団、中労委、国労に対して和解勧告を行いました。J R側はこれを拒否しましたが、裁判所がJ Rと清算事業団（Ⅱ政府）を紛争解決の当事者と見なしたことに、大きな意味があります。

J Rが和解勧告を拒否するために宣伝してきたことは、「J Rが責任を負うことはあり得ない。判決では絶対に勝てる」ということでした。分割・民営化以降、彼らが一貫して言い続けてきた責任のがれのための理屈です。ところがこの理屈が、今度は東京地裁民事十九部の求釈明によって否定されたのです。

本州採用差別事件の審理を行っている民事十九部は七月十七日、J Rの責任を法的に認めるための論拠はこうあるべきだという考え方を示し、その考え方に立った主張・立証をするよう中労委と国労に促しました。その内容は、国鉄が行った採用候補者の名簿作成に不当労働行為があったことをJ Rの設立委員が認識していたこと等の立証によって、設立委員の責

任、ひいてはJ Rの責任が認められるというものです。「労働委員会では負け続けてきたが、裁判になれば連戦連勝だ」と豪語してきたJ Rが、頼りにしていた裁判所からその主張を崩壊させられて、大きなショックを受けていることは容易に想像できます。中労委と国労は、求釈明を受け、従来の主張を補強する立場で、不当労働行為に関する設立委員の認識に焦点を当てた主張を提出しました。加えて国労は、設立委員の認識が問題とされるのであれば直接本人を調べるべきだと、設立委員三人をはじめとした証人申請を行いました。三人とは、当時設立委員会委員長であった齋藤英四郎経団連名誉会長、設立委員であり国鉄総裁でもあった杉浦喬也氏（設立委員が不当労働行為を認識していたことは、彼の存在一つを見ても絶対に否定できません）、設立委員からJ R東日本の社長・会長を経て現在は同社の最高顧問である住田正二氏です。また、当時の大臣官房国鉄再建総括審議官であり改革法をつくった事務方の責任者であった林淳司氏、当時国鉄職員局職員課長として採用候補者名簿作成の実務責任者であった門野雄策氏についても証人申請しています。

この五人は、国鉄方式といわれた首切りの仕組みをつくり、実際に露骨な差別・選別を行い、私たち闘争団と家族、全ての組合員を十年余にわたって苦しめ続けてきた国家的不当労働行為の最高責任者たちです。憎んでも余りあるこの責任者たちを法廷に引きずり出し、その責任を徹底的に追及する絶好の機会を迎えているのです。

民事十一部は十二月十七日、J Rを呼んで再度話し合い解決を要請しました。J Rは即座にこれを拒否しましたが、裁判所は「J Rの反応は固いが、判決にするか、和解の道を追求するかについて一月早々には結論を出したい」と言っています。私たち闘争団は当事者として、このままずると引き延ばされることは耐え難く、J Rの頑なな態度を変えさせるためにも一日も早く公正判決を出せという気持ちでいっばいです。

次に政治の動きですが、十二月十七日に開かれた政府・与党財政構造改革会議の企画委員会、「国鉄職員の不採用問題という社会問題がある」という社民党（村山元総理・伊藤幹事長）からの指摘に対し、座長である自民党・加藤幹事長は「与党間でも取り組んでまいりたい」との答弁を行い、正式な与党間協議の課題として確認されました。続いて、十二月二十二日の与党三党首会談でも議論され、合意には至りませんでした。引き続き協議することとなっています。

武装解除はしない

以上のように国鉄闘争をめぐる主な動きを見てみると、清算事業団の解散問題ともからんで、解決のための環境が整いつつあるといえます。東京地裁の一連の動きは明らかに、和解勧告を頑なに拒否するJ Rへの圧力となっています。しかしJ Rは、そのグループ内で強弱の差はありながらも、依然として解決交渉テーブルに着くことを拒否しています。また、J Rを指導する立場にある政府の中でも、この時期に解決すべきだという気運は高まりつつも、全体が一致して決断するところまでには至っていません。

情勢はまさに、解決交渉テーブル設置に向けたつばぜり合いの段階です。そして、このつばぜり合いは、交渉テーブルを実現できるかどうかにとどまらず、テーブル設置後の交渉にも影響する極めて重要な闘いです。この闘いに勝ち抜くためには、何といっても政府、J R、裁判所を包囲する全国的な大衆行動と世論の盛り上がりをつくり出さなければなり

ません。その際に、斎藤英四郎氏をはじめとする五人は、国鉄闘争の核心である国家的不当労働行為の全貌とその責任の所在を明らかにするための決定的な証人であり、彼らを法廷に引きずり出すことは、政府とJ.R.を追い詰めることになりました。

国労は、年度末に向けた重要な時期に、全国での宣伝行動、東京地裁民事十九部に証人採用を求める団体・個人署名(二月十日集約)、東京地裁包囲行動、労働法制の改悪反対と結合した全都道府県での集会(二月―三月)等を展開することになっています。

私たち闘争団は、十二月十四日から十六日にかけて闘争団全国代表者会議を開催し、情勢と今後の闘いについて意志統一しました。また、前日の十三日には各事業体が集まってつくっている「闘争団労働倶楽部」の懇談会を開き、確実に前進している各事業体の活動に学び合うことはもちろん、勝利を手にするまでは決して武装解除をせず、生活・闘争体制を強化していくことを確認しました。代表者会議では、全面解決要求を堅持し、各闘争団の地元での闘いと一月から開始する上京行動に全力を挙げることに、二月、三月には大規模な上京行動(春休みには家族・子供たちも含めて)を取り組むことなどを意志統一しました。

闘いの現局面は、全国の仲間の皆さんのご支援による十年余の闘いの到達点です。私たちは、これまでの苦闘と歳月を無駄にしたくはありません。情勢の有利な面を生かし切り、何としても勝利してJ.R.に戻るために全力で闘う決意です。仲間の皆さんのこれまで以上のご支援を心からお願ひする次第です。(国労闘争団全国連絡会議事務局次長・田島省三)

六二名の仲間が国労に加入復帰

九州車掌区協議会組拡運動

破綻した「三島基金」

九州旅客鉄道会社が発足して、十年間が経過した。職場では、今だに国労に所属していると言うことで、あらゆる差別、国労潰しが日常的に行われ、七月―十一月まで四名の仲間が脱退し、脱退を余儀なくされている。J.R.九州は、二〇〇一年株式上場にむけ、中長期計画「新アクション21」にもとづき、二〇〇〇年に経常利益、六〇億円(平成八年度一八億円)としたが、今回始めての、九年度中間決算(十一月二六日)発表では、鉄道事業全体の売上げは七三一億九〇〇万円(前年同期比五・六%減)、営業損益は八二億五四〇〇万円の赤字で、鉄道事業部門での大幅な赤字になっている。だが営業外収入では、分割民営化での持参金、経営安定基金での運用益が、八八億一五〇万円で好調に推移したと発表した。

J.R.九州の安定基金は、三八七七億円で、自主運用部分が増えるにしたがって、低金利の社会の荒波を受け、七・三%から三・一%へと下がった(本年度から全額自主運用)。その基金運用減で、九七年度予算で、実質J.R.本州三社が利子補給する支援策が行われるようになったという。分割・民営化の矛盾である。

支援策は、基金の一部を五年間、鉄道整備基金が、三島(J.R.九州、四国、北海道)の経営安定基金から、年四・九九%の固定利率で借り入れるというもので、三社合わせて、

一六二七億円で利率が三・一％から四・九九％、その差一・八九％で利子補給され、九七年度予算の段階で五年間で、四五〇億円の利子補給されると言う。至れり尽くせりである。

職場では、上期、対前年九六・五％で（マイナス三六億円）、対計画九五・六％（マイナス四六億円）と言うことで、九月から、シグマ四〇キャンペーンで、昨年個人実績に一人一四〇万円プラスの増収で、非番・休みでのタダ働きがあたりまえのように喧伝され、社員一人ひとり、個人的解決で、不満と不安が、職場に充満している。社員数は発足時で、計画要員一万五千名で、鉄道事業部での業務の外注化、兼掌化、融合化多能工化、ワンマン運転拡大、長時間一人勤務の拡大、関連事業分社化、鉄道事業部の導入拡大等で、一万三千二〇名（十一月二六日）で、発足時の要員を大きく割り込んでいる。

「新アクシオン21」は、九六年度から五年間で、二千名を削減することで、千億円の人件費を八四〇億円に圧縮するとして、全職種で徹底した合理化を強行している。JR九州内で、移行時JRの不当労働行為で不採用になり九州闘争団四八九名（五名死亡）希望者全員採用しても計画要員を下まわる。JR九州は責任を持って今こそ、経営問題と同じに全面解決をすべきである。

「合理化」が脅かす労働不安と安全

車掌区では、九五年に九州車掌区協議会を鹿児島で結成し、日常活動を通して仲間を増やそうと、職場改善要求作り、団体交渉、要求獲得、組織拡大を目標に取り組み、六二名の仲間が国労に加入復帰した。九州協議会には、二百名以上の仲間が結集し、自ら事務所を持ち、年一回の各地方で持ち廻りソフトボール大会を通して、全員が年休の取り組みを行い、交流を深め、職場改善、地位向上、組織拡大と、確実に一歩一歩を歩み始めている。運転職場では、平成五年十月に実施された、勤務制度等の改悪、年々のスピードアップ等による労働強化により、不満・不安は極度に達している中で九州運転協議会を結成し、職場問題、組織拡大等で討論中である。

第二九回安全推進委員会（十一月二五日）会社資料では、十月末までの運転事故（鉄道運転事故、運転阻害事故、要注阻害事故）は、一一〇件発生し、前年同期と比べ五件増加し、九月だけで重大事故が二件も発生している。九月十七日、日豊本線、杵築～大神駅間で、レールとレールを止めている伸縮継目ボルトが不十分なため、特急電車が通過したさい、「ゴトーン」と異音がし、電車を止め車掌が確認したら、二五cmもレールの間があいていて電車脱線の可能性が高い事故である。九月二四日は、門司駅構内及び関門トンネル内での事故で、下関側からトンネルに入り門司駅到着後、機関車交換のためいったん客車を切りはなし、別の機関車をつける時、客車が流れ門司駅のポイントを破損し関門トンネルの中に客車六輛が流れてしまった。その後、貨物列車が接近中であつたが、指令員が貨物列車を緊急停止をさせ、関門トンネル内の重大事故にはならなかつた。国鉄時代には考えられない事故である。合理化のつけが、社員の労働不安と、安全そのものをおびやかしている。

経営基盤の弱い会社は事故を起こせばひとたまりもない。事故を起こせば本人の責任と、会社の姿勢に対し、「事故が増加している。原因、背景を分析しそこに抜本的な検討を加える必要がある。教育のあり方についても抜本的な検討を行う必要がある」。そのために

も労使で、事故防止対策委員会の設置を今日まで求め、事故の起きない職場にしようと、運転協議会では、職場改善、組織拡大、もう一人の仲間を作ろうと取り組みを強めている。駅職場で働く仲間は、九六年十月隔日交代勤務の時短が実施されたが、拘束時間は変わらず、待ち時間が休憩時間にされたり、休憩時間に作業が入ったりして、休憩が取れないなどで不満がうっ積している。九州全体で駅分科会を作り、職場改善、組織拡大、一人でも仲間を増やそうと努力がされている。また自動車、貨物職場で働く仲間も少数ながら九州協議会を結集し、全国協議会と共に、職場要求を団体交渉で改善を求めている。

電気・施設・病院・関連事業・出向など実在している組合員も、もう一人の仲間を作るため職場でたえ、奮闘中で、施設、電気の仲間は早い時期に九州協議会を結成する方向である。

すさまじい労働実態

昨年十二月、九州全体で、全職種対象に、職場実態アンケート調査を実施した。アンケートには、七〇六名（国労四〇四名・九州労組二五六名・九州労四〇名・全動労三名、未加入三名）から回答があった。労働時間短縮では、「実施前とあまり変わらない」、「きつくなった」との回答が労組を問わず五九〇名からあった。意見では、休みは増えたが乗務内容がきつくなった。乗務員の待ち時間の一部無給化、隔日交代勤務の休憩時間のあり方などに不満や疑問の声が多くあげられている。

職場の要員配置では、「もう少し増やして欲しい」（四四五人）、「限界に近い」（八五人）、「限界を越している」（五四人）で、回答者の内五八八人が不満等を訴えている。休憩時間では、「時間通り取れている」（二二五人）、「取れないことがある」（三四四人）、「取れないことが多い」（八九人）、「全く取れない」（九人）で四四二人が時短での不満を訴えている。

アンケート調査では、組合を問わず会社に対して多くの不満、不安を訴えていることが明らかにになった。いかに職場でものがいえない状況であり、労働環境が悪化しているか、これらの改善が求められている。さらに会社は年度末までに様々な合理化計画を提案してきた。内容は、車輛検修業務等の業務移管（外注化）、営業関係業務六項目、唐津鉄道事業部の拡大、列車乗務の運用変更、その他合理化事案十二項目で、いままですら短期でこれだけの合理化事案が出されたことはない。

我々は、JR内では少数派だが、職場実態調査、各職協運動を強化し、さらに、職場で「労働基準法」「労働安全衛生法」を守らせる実態調査を早急に行い、要求の多数派と団体交渉を強化し、組織拡大をめざし、JR内の不当労働行為や、差別、法規違反の根絶と、一〇四七名の解雇撤回、JR復帰の闘いを結合し、勝利を求めていく。（九州 太郎）

◇ 読者からのおたより ◇

「宣言」の学習会 一月〜三月の間で、「共産党宣言」の一泊学習交流会を考えています。最近お目にかかっているないので、お会いしたいですね。（自治労・T）

編集部より 「宣言」の学習会、全国で目白押しです。一月だけで四回、労組員の自主的な学習会や定例勉強会で今年の上半期のテーマとしたある私鉄の有志等々。

困難はバネ 困難は理由ではなくバネですから、私も足元であらためて出直します。私たちの陣地は、私たちが作り直す意外にない、という決意をこめて。

（福島・K）
編集部より 前号の鈴木賢二さんの原稿、ご参考に。全力つくしましょうよ。

「迷ったときは大衆に聞け」 先般のお手紙ありがとうございました。我が〇〇の地では旧社会党グループの中で考え方の違いより、それまでの常識的なつきあいすら破棄され続けています。また、共産党の社民主要打撃論を想起するような事態もあります。将来の統一戦線を考えた時、極めて憂慮すべき状況です。私は七五日間闘争敗北後、日和見と言われようと自分自身の考えで歩んできたつもりです。「迷った時は大衆に聞け」の言葉も胸に秘めながら……。情勢は厳しくとも自分の目で確かめ、分析し、考えとして自分の方針を持って歩み続けるつもりです。貴誌にとって今年も発展の年でありますように。

（N T T労働者・O）

編集部より 何かって、仲間の統一を追求することが大事。資本は勝手気ままにふるまっているのだから、何が共通の課題かを見定めていきましようよ。

集自力 先日ありがとうございました。集自力を発揮する情勢の到来です。何としても政治の責任で、国鉄闘争解決のテーブルを。来静よろしく！

（静岡・A）

編集部より 集自力、いいですね。ご健闘を。地域で工夫つくしてよ。

一部拡大したけれど 新年一月から一部拡大することができましたが、反面、これまでの読者が合理化でバラバラにされてしまいました。資本の攻撃に抗するためにも、読み合わせ交流の場をもつことにしました。

（茨城・N）

編集部より 拡大ありがとう。「読み合わせ」の時、声をかけて下さい。ぜひ！

橋本兄弟と対決 継続は力、といいますが、一口に二〇年という継続は並たいていではないですネ。橋本兄弟の行革と対決しつづけます。全国の支援よろしく。

（高知・S）

編集部より Sさんのような激励のたまもの。橋本兄弟に負けることなどありません。彼らはすでに「死に体」ですもの。

差別はエスレート 新年のたたかいの前進のために力を貸して。先日、第三次の広域で来た仲間が事業部から運転所へ不当配転されました。北海道の時は車掌をしていましたが、広域で来て清掃会社へ三年間の出向、その後の配属は運転所。しかし本人の希望は車掌か営業と要求し、事業所への配属となりました。しかし事業部の合理化で運転所へと、国労組合員への差別はますますエスレートの一途です。

（国労・T）

現場の声を 毎号、楽しみ。なかなか活字に目を通さなくなりました。でも「通信」だけは。これからもっと現場の声をのせて。

（東京・T）

編集部より 気力ふりしほりましようよ。世の中動いているだけになおさらです。いい話つくろうよ 九七年、いい話”はほとんど思い浮かばなかった年だった。九八年もこの構造は変わるまい。それならみんなの討論と共同の努力で、いい話を自力でつくろう。たとえ最初は小さくとも今後に希望と展望が出るような。

（東京・Y）

理事長、出てこい！ 元旦行動では理事長宅に人影が窓からそっとビデオを回していた様子。こそこそせずに出てこい！裁判官には働く者の心がわからないのか。踏みつけられたことは忘れない。争議の責任はしっかりとつもらう、という気持ちで今年もがんばりますのでよろしく。

（京都コンピューター学院労組・裕子）